

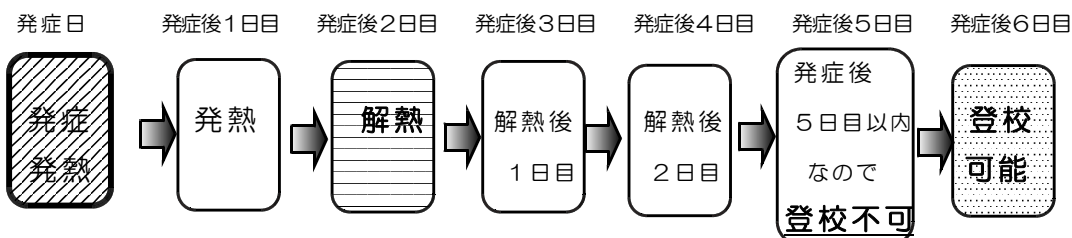
インフルエンザによる 出席停止期間の基準が変更されました。

これまでは「解熱後2日が経過するまで」でしたが、
それに加え「発症後5日が経過していること」も
条件になりました。

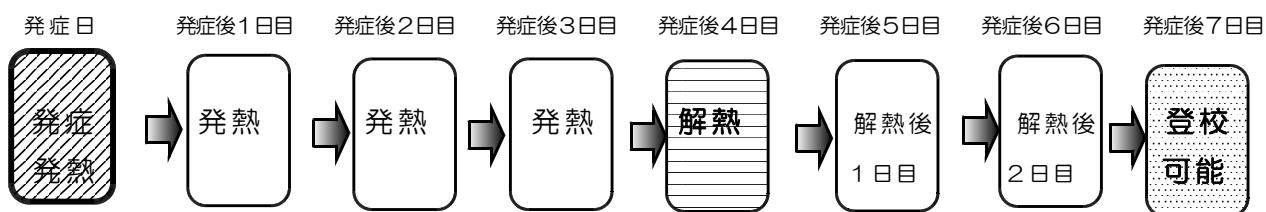
インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、
かつ、解熱した後2日(幼児に当たっては、3日)を経過するまで

(学校保健安全法施行規則十九条……2012年4月1日改正)

たとえば、発症後2日目に解熱した場合



たとえば、発症後4日目に解熱した場合



抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウィルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザではいったん熱が下がっても再び発熱する場合があります(二峰性発熱)。出席停止期間に伴い、感染力が弱くなるまで登校や登園を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。

登校に際しましては「出席停止解除届」のご提出をよろしくお願いいたします。